

第3部分野別計画に関する新旧比較（節別）

現在の総合振興計画（後期基本計画）	
第1章 環境・アメニティの分野	第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現 第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造
第2章 健康・福祉の分野	第1節 子育てしやすい都市の実現 第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現 第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現 第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現
第3章 教育・文化・スポーツの分野	第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成 第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用 第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現 第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造
第4章 都市基盤・交通の分野	第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成 第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成 第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築
第5章 産業・経済の分野	第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備 第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造 第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援
第6章 安全・生活基盤の分野	第1節 災害に強い都市の構築 第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成 第3節 安全・安心な生活基盤づくり
第7章 交流・コミュニティの分野	第1節 人権尊重社会の実現 第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化 第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

: 章の新設

: 節の新設

次期総合振興計画（案）	
第1章 コミュニティ・人権・多文化共生	第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化 第2節 人権尊重社会の実現 第3節 多文化共生社会の実現等
第2章 環境	第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現 第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造 【新設】 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現
第3章 健康・スポーツ	第1節 主体的な健康づくりの推進 第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進
第4章 教育	【新設】 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進
第5章 生活安全	第1節 安全・安心にさせる生活環境の形成
第6章 福祉	第1節 誰もが長生きして暮らせる地域社会の実現 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現 【新設】 第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現
第7章 子ども・子育て	【新設】 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現
第8章 文化	【新設】 第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造
第9章 都市インフラ	第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ
第10章 防災・消防	第1節 災害に強い都市の構築
第11章 経済・産業	第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興 【新設】 第2節 観光の振興とMICEの推進 【新設】 第3節 都市農業の振興

後期基本計画からの主な変更点

●第3節の施策展開として位置付けていた「国内外との多様な交流機会の充実」を第11章第2節「観光の振興とMICEの推進」として独立させました。

●第1節から第3節の取組を推進するために共通する施策体系として、第4節「環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現」を新設しました。

●「スポーツによる健康づくり」という視点を新たに打ち出すため、第3章「健康・スポーツ」として章を新設しました。

●「未来を拓くさいたま教育」を積極的に打ち出すため、第4章「教育」を新設しました。

—

●75歳以上人口の増加等により重要度が増していくと思われることから「健康・福祉」の分野における施策展開「安心して暮らせる地域医療体制の充実」を第3節「安心して暮らせる地域医療体制の実現」として独立させ、推進することとしました。

●市民のニーズや社会状況の変化により、今後益々子ども・子育てに関する施策の重要度が増していくことが予想されるため、第7章「子ども・子育て」を新設しました。

●文化芸術を活用したまちの活性化を積極的に打ち出すため、第8章「文化」を新設しました。

●これまで都市空間の形成と交通体系の構築を個別に位置付けていましたが、これらを「交流」として統合し一体的に位置付けることとしました。

—

●第7章第3節の施策展開の1つとして位置付けていた「国内外との多様な交流機会の充実」を第2節「観光の振興とMICEの推進」として独立させ、推進することとしました。
●これまで第5章第1節の施策展開の1つとして位置付けていた「都市農業の振興」を第3節「都市農業の振興」として独立させ、推進することとしました。